

⇨ 計算書類にかかる注記

Q : 会社法の改正に伴い、決算書などに記載する注記も変更になるとか。どのようなものですか？

A : 注記は、12項目と定められました。中小企業には、このうち最低3つが必要になります。

【解説】

注記事項は、現行の規則では貸借対照表及び損益計算書に付随するものとして規定されていますが、会社法施行後は、個別注記表という独立した計算書類として取り扱われることとなっています。

個別注記表に記載すべき注記事項は、次の12項目と定められていますが、会計監査人設置会社以外の株式会社(非公開会社)は、①、③、④、⑥から⑪の表示は必要ないとされていますので、中小企業については、最低②、⑤、⑫を表示すればよいことになります。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る事項
- ③ 貸借対照表等に関する注記
- ④ 損益計算書に関する注記
- ⑤ 株主資本等変動書に関する注記
- ⑥ 税効果会計に関する注記
- ⑦ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑧ 関連当事者との取引に関する注記
- ⑨ 1株当たり情報に関する注記
- ⑩ 重要な後発事象に関する注記
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する注記
- ⑫ その他の注記

